

第 8 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第133号中「第10条」を「第69条第1項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第134号中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同項第135号中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同項第136号中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第137号中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項第138号中「第36条第1項」を「第88条第1項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第139号及び第140号中「第65条第1項」を「第57条第1項」に、「第66条第1項」を「第119条第1項」に改め、同項第149号中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「第2項」を「第3項」に改め、同号ア及びイ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第150号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第651号オ中「トキソプラズマ病抗体検査」を「トキソプラズマ症抗体検査」に改め、同号カ中「マイコプラズマ病急速凝集反応検査」を「マイコプラズマ症急速凝集反応検査」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条第1項第651号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第125号を次のように改める。

125 漁業免許申請手数料

別表第1手数料の項第128号を次のように改める。

128 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料

（提案理由）

漁業法（昭和24年法律第267号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整備する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。